

# acotデイサービスセンター

指定通所介護

利用契約書・重要事項説明書

株式会社 エルクラフト

\_\_\_\_\_（以下「ご利用者」という。）と 株式会社 エルクラフト（以下「事業者」という。）は、ご利用者が acot デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

1. 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
2. 事業者が契約書に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、別紙「（サービス利用書）等」に定めるとおりとします。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約書から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。なお、要介護度が要支援に変更されたご利用者が介護予防通所介護の利用を希望する場合には、契約条件を変更して、再度契約できます。

### 第3条（通所介護計画の決定・変更）

1. 事業者は、契約書に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿ってご利用者の通所介護計画を作成するものとします。
2. 事業者は、契約書に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合、事業者はご利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
3. 事業者は、通所介護計画について、ご利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は、ご利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくはご利用者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画を変更するものとします。
5. 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### 第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、ご利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

#### 第5条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業者はご利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
2. 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
3. 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じてご利用者の家族等に対してわかりやすく説明するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第6条（サービス利用料金の支払い）

1. 事業者は、ご利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、ご利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、ご利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
2. ご利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。ただし、ご利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い。）
3. 第5条に定めるサービスについては、ご利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
4. 前項の他、ご利用者は食費とおむつ代等ご利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
5. 事業者は、前4項に定めるサービス利用料金を1ヶ月ごとに計算し、ご利用者は、これを翌月末日までに支払うものとします。

#### 第7条（利用日の中止・変更・追加）

1. ご利用者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合には、ご利用者は介護支援専門員と相談の上、サービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
2. ご利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払い頂く場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3. 事業者は、第1項に基づくご利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員でご利用者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日をご利用者に提示して協議するものとします。

#### 第8条（利用料金の変更）

1. 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
2. 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、ご利用者に対して、変更を行う2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することが出来ます。
3. ご利用者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解約することが出来ます。

### 第三章 事業者の義務

#### 第9条（事業者及びサービス従業者の義務）

1. 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって、ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者はご利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、協力医又は看護職員もしくは主治医と連携し、ご利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、ご利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、ご利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれの閲覧をできるものとし、複写物を交付するものとします。
4. 事業者は、サービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとします。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第10条（守秘義務）

1. 事業者及びサービス従業者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得たご利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供出来るものとします。
3. 前2項にかかわらず、ご利用者に係るサービス担当者会議及び他の居宅介護支援事業者等との連絡調整など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の

事前の同意を文書により得た上で、ご利用者又はご利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### 第四章 ご利用者の義務

##### 第11条（ご利用者の施設利用上の注意義務等）

1. ご利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. ご利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
3. ご利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、ご利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

##### 第12条（損害賠償責任）

1. 事業者は本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由によりご利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

##### 第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
2. ご利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
3. ご利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
4. ご利用者が、事業者もしくはサービスの従業者の指示・依頼に反して行った行為に

もっぱら起因して損害が発生した場合

#### 第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、ご利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することは出来ないものとします。

### 第六章 契約の終了

#### 第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. ご利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - (1) ご利用者が死亡した場合
  - (2) 要介護認定によりご利用者の心身の状況が要支援又は非該当(自立)と認定された場合（但し、要支援に認定を受けた利用者が介護予防通所介護の利用を希望する場合には、契約条件を変更して、再度契約できます。）
  - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - (6) 第16条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合
2. 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第16条（ご利用者からの契約解除）

ご利用者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

1. 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
2. 事業者もしくはサービス従業者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
3. 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4. 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第17条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除する事が出来ます。

1. ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2. ご利用者による、第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
3. ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

#### 第18条（精算）

第15条第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、ご利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

### 第七章 その他

#### 第19条（契約当事者の変更）

ご利用者は、契約の有効期間中に心神喪失その他事由により判断能力を失った場合に備えて、ご利用者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又はご利用者の家族等を含む第三者にご利用者を変更することに同意します。

#### 第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関するご利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

#### 第21条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、ご利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し署名捺印の上、ご利用者、事業者各々1通を保有するものとします。

以上

令和 年 月 日

事業者 住所 山口県防府市植松 234-11  
事業者名 株式会社 エルクラフト  
代表者氏名 代表取締役 永島浩太郎



ご利用者 住所

氏名

電話

ご利用者の代理人  
住所

ご利用者との関係 ( )

氏名